

第1 調査の概要

茨城県常住人口調査規則

昭和45年4月1日

(趣旨)

茨城県規則第28号

第1条 この規則は、国勢調査問における市町村ごとの人口及び世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策上の基礎資料を得るため、茨城県統計調査条例（昭和36年茨城県条例第16号）第11条の規定に基づき常住人口調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「世帯」とは、住居及び生計をともにする者の集り又は独立して住居を維持する単身者をいう。

(調査期間)

第3条 常住人口調査は、毎月その月の1日から末日までの期間について行なう。

(調査の対象)

第4条 常住人口調査は、次に掲げる者について行なう。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者。

(調査事項)

第5条 常住人口調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる事項については、毎月末日のみ調査する。

- (1) 男、女別の人口
- (2) 出生及び死亡者数
- (3) 県内、県外別及び年令階層別転入及び転出者数
- (4) 日本人の人口及びその世帯数
- (5) 外国人の人口及びその世帯数
- (6) 日本人及び外国人の世帯の転入及び転出数
- (7) 職権による住民票への記載及び消除の数

(事務の委任)

第6条 知事は、常住人口調査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2

項の規定に基づき、市町村長に委任する。

(報告書の作成)

第7条 市町村長は、常住人口調査の結果を毎月茨城県常住人口調査報告表(様式第1号)にとりまとめ翌月15日までに知事に提出するものとする。

(結果の公表)

第8条 知事は、市町村長から提出される報告表により、市町村ごとの人口及び世帯を推計し、その結果を公表する。年間の結果についても同様とする。

(推計人口の修正)

第9条 常住人口調査による推計人口及び世帯の修正は、次の国勢調査結果をもととして行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

用語の説明

- 1 出生者 戸籍法(昭和22年法律第224号)第49条に基づく出生届により、住民票の作成または記載したもの。
- 2 死亡者 出生と同様、死亡届または失踪宣告届に届づき、住民基本台帳を消除したもの。
- 3 転入者 住民基本台帳法第22条の規定により届け出られた転入者および、同法第8条(同法施行令第12条)の規定により職権で住民票に記載された転入者。
- 4 転出者 住民基本台帳法第24条の規定により届け出られた転出者(この場合、同法施行令第13条に規定される転出予定年月日および予定地をもって住民票を消除された転出者とする)および同法第8条(同法施行令第12条)の規定により職権によって住民票を消除された転出者。
- 5 外国人 外国人登録法の規定に基づき、市町村に備えられている外国人登録原票にて登録された外国人。
- 6 自然増加数=出生者-死者
- 7 自然増加率=自然増加数÷年央人口(10月1日現在の人口)×100
- 8 出生率=出生者÷年央人口×100
- 9 死亡率=死者÷年央人口×100
- 10 社会増加数=転入者-転出者
- 11 社会増加率=社会増加数÷年央人口×100
- 12 転入率=転入者÷年央人口×100
- 13 転出率=転出者÷年央人口×100
- 14 移動量=転入者総数+転出者総数
- 15 移動率=移動量÷年央人口×100
- 16 転入(転出)超過数とは、転入者と転出者との差をいい、転入超過数は転入者が転出者を上回るときの差を、転出超過数は転出者が転入者を上回るときの差をいう。
- 17 人口増加数=自然増加数+社会増加数
- 18 人口増加率=人口増加数÷年央人口×100
- 19 性比=男の数÷女の数×100

- 20 出生性比 男児と女児との出生の比率
- 21 死亡性比 男と女との死亡比率
- 22 再生産年令 15～44才あるいは15～49才の年代にある女性の年令をいい、別名妊娠可能年令ともいう。
- 23 可婚年令 15才以上の男女の年令をいう。
- 24 労働力人口 一般的に15～64才までの年令をいう。
- 25 地域別=本県を行政上下記の4ブロックに分ける。

県北地域 水戸市, 日立市, 那珂湊市, 常陸太田市, 勝田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 東茨城郡, 西茨城郡, 那珂郡, 久慈郡, 多賀郡

鹿行 " 鹿島郡, 行方郡

県南 " 土浦市, 石岡市, 竜ヶ崎市, 取手市, 稲敷郡, 新治郡, 筑波郡, 北相馬郡

県西 " 古河市, 下館市, 結城市, 下妻市, 水海道市, 真壁郡, 結城郡, 猿島郡